

弘前市の部活動改革(案)

令和7年5月29日
弘前市教育委員会

1 改革が求められる背景

中学校の部活動については、少子化の進行による部員減少に伴い、活動維持の難しさが指摘されていることに加え、教員の多忙化問題に対する部活動顧問の働き方改革の観点からも、全国的に抜本的な改革が求められている。

2 部活動改革の趣旨と方向性

部活動改革を進めるに当たり、市の現状や活動内容の質の維持及び向上を考慮した上で、できるところから、現行の部活動をクラブ化する方向で見直し、生徒にとっても教員にとっても望ましい「持続可能な」制度の構築を目指す。

クラブ化とは、これまで学校が担ってきた部活動の指導面と管理面を、専門技術を有する外部人材等に委嘱することを指す。

3 部活動のクラブ化

クラブ化には、現段階として二つの方法が考えられる。指導面だけでなく、管理面も地域団体等に任せる「地域クラブ」に移行させる方法と、管理面は学校が行う「学校クラブ」に改革する方法である。

※活動の運営を「指導面」と「管理面」に分けて考えた表現。

4 現状と課題

〈現状〉

- 当市の特徴として、小学校では、学校が活動の指導運営に関与しない「完全な地域移行」が達成されていることが挙げられる。そのため、小学生に関わる地域団体等が多い分、中学生を指導できる地域団体等は少ないと考えられる。
- 教育委員会が市立中学校教員に対して行ったアンケートでは、「部活動指導をしたいと思う」教員が、20%を下回っていた。

〈課題〉

- 外部人材の発掘(部活動指導員、部活動アシスタント等)が難しい。
- 改革により、活動費等に係る家庭の負担増が考えられる。
(教員が指導等を担当していたため、これまで、経済的負担はあまり必要なかった。)
- 改革を急がなければ、多くの教員に勤務時間外の勤務を強いることが継続することになる。

5 目標とする『「持続可能な」中学生のスポーツ・文化芸術活動』の改革像

現行の部活動	⇒	すべて地域クラブへ (一部学校クラブ・学校サークル)
--------	---	-------------------------------

- * 部活動及び教員の顧問制度を廃止し、地域移行・地域展開を実現させる。
- * 希望する教員以外は、原則として、勤務時間外に生徒の活動に携わらない。
- * 市の現状から、将来的にも、全てを地域クラブに移行させることは難しいと考えられるため、学校クラブ・学校サークルが一部残ることも想定している。

6 令和8年度から当面、弘前市が目指す中学生のスポーツ・文化芸術活動

7年度まで		8年度から	運営主体	所属できる生徒	指導者
部活動	⇒	地域クラブ	地域クラブ	学校問わず	クラブの職員 希望する教員 等
多くは「学校クラブ」に移行すると想定		学校クラブ	学 校	A:学校問わず 又は B:所属校のみ	部活動指導員 ※部活動アシスタント改称 クラブコーチ(仮) 希望する教員
		学校サークル	学 校	所属校のみ	希望する教員 クラブコーチ(仮)

- * 部活動のクラブ化を進める。(部活動は、クラブ又はサークルへ移行)
- * 部活動の代替として、「地域クラブ」・「学校クラブ」・「学校サークル」を導入する。
- * 外部指導者等が決まるまでは、なるべく複数の教員で担当する。(移行措置)
- * 指導者を希望する教員は、教育委員会の承認を得る。
- * 部活動指導員は国県市が、部活動アシスタントは市が独自に委嘱する外部人材を指す。
(現行の部活動アシスタントは、クラブコーチ(仮称)へと名称変更する予定)
- * 「地域クラブ」・「学校クラブ」の活動時間等は、市・教育委員会が定めた指針に従う。
- * 「学校サークル」の活動時間は、担当教員の勤務時間内とする。
- * 活動場所は、原則として、現行の部活動と同じとする。
(地域クラブなどが独自に定めてもよい)
- * 大会、練習試合による市内の移動については、本人、保護者による現地集合、現地解散を原則とする。(教員の引率業務なし)

7 目指す学校クラブの運営形態

管理部門と指導部門の担当者を分け、学校・指導者・保護者の3者の協力体制で運営する。

[学 校]:担当教員の活動時間は、原則、勤務時間内とし、主に、事務処理及び指導者・保護者との連絡調整に当たる。(管理)

[指導者]:部活動指導員、部活動アシスタント(クラブコーチ)、希望する教員(承認を得た教員)が担当し、競技力の向上等に向けた指導に当たる。(指導)

[保護者]:練習試合等の移動等を含め、活動全般の支援に当たる。

8 継続して取り組む検討事項

- 外部指導者を確保する手立て等
- 部活動(学校クラブ等)の競技種目等の精選
- 顧問(管理・指導)の希望制導入に対して、その対応や予想される影響
- 働き方改革と活動時間確保を兼ねた日課表の変更や時差出勤制度の導入
- 保護者会の組織化
- 公的支援について
- 中体連の参加について

9 生徒・保護者・学校・教員の意識改革

- 部活動(クラブ・サークル)は全員加入ではない。
⇒学校は習い事等の活動もクラブ・サークルの活動と同等に評価する。
- 参加したい部活動(クラブ・サークル)が必ずしもその学校にあるとは限らない。
⇒生徒・保護者の求めるレベルに応じて、クラブ・習い事等を選択できる。
- 部活動(クラブ・サークル)に所属していた方が高校進学に有利とは限らない。
⇒入学者選抜に当たっては、各高校の求める生徒像に照らして総合的に判断される。
- 教員の勤務時間に対する認識を改める。
⇒教育委員会・学校とも、意識改革を含めた働き方改革を更に進める。
- 大会等は、必ずしも、学校対抗で行うものではない。
⇒クラブ、合同チーム単位での大会出場が一般的になる。
- 市立であれば生徒や教員も同じ制度や状況である、とは限らない。
⇒学校規模、地域性等により状況が異なるのは当然のことであり、その実態に応じて改革を進めることがより自然に「持続可能な」運営につながる。